

船舶事故調査報告書

令和4年3月23日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

|             |   |
|-------------|---|
| 事故種類        | 同乗者負傷   |
| 発生日時        | 令和3年8月1日 13時15分ごろ   |
| 発生場所        | 香川県坂出市櫃石島西岸沖<br>櫃石港4号防波堤灯台から真方位292°880m付近<br>(概位 北緯34°25.2′ 東経133°48.0′)  |
| 事故の概要       | プレジャーボートBLACK PEARLは、船首からアンカーを投入して錨泊中、アンカーを揚げずに発進したところ、跳ね上がったアンカーが同乗者の頭部に当たって負傷した。  |
| 事故調査の経過     | 令和3年8月26日、主管調査官（広島事務所）を指名<br>原因関係者から意見聴取手続実施済   |
| 事実情報        |   |
| 船種船名、総トン数   | プレジャーボート BLACK PEARL、2.5トン  |
| 船舶番号、船舶所有者等 | 280-44420香川、有限会社コンビニエンス美和   |
| 乗組員等に関する情報  | 船長、二級小型・特殊  |
| 負傷者         | 軽傷 1人（同乗者）  |
| 損傷          | なし  |
| 気象・海象       | 気象：天気 晴れ、風向 北北西、風速 約2.4m/s、視界 良好<br>海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期  |
| 事故の経過       | <p>本船は、船長が1人で乗り組み、知人等5人（前部甲板に2人、後部甲板に3人）を乗せ、船首部からアンカーを投入し、アンカーロープを約10～15m繰り出して錨泊していた。</p> <p>船長は、釣り場に向かって移動することとし、アンカーを揚収せずに主機を始動してスロットルレバーを前進の位置に入れ、徐々に増速したところ、アンカーが跳ね上がり、後部甲板に腰を下ろして座っていた同乗者（以下「同乗者A」という。）の前頭部に当たった。</p> <p>別の同乗者（以下「同乗者B」という。）は、「アンカーが同乗者Aに当たった。」と大声で叫んだ。</p> <p>船長は、本船を停止させ、同乗者Aの様子を確かめた後、海岸に向かった。</p> <p>同乗者Bは、携帯電話で119番通報を行った。</p> <p>同乗者Aは、救急車で坂出市内の病院に搬送され、頭部外傷等と診断された。</p> <p>船長は、本船に乗船するのが5回目であり、これまでは操船の経験を有する者と一緒に乗船していたが、本事故時、初めて単独で操船し、アンカーを使用するのも初めてであった。</p> <p>船長は、同乗していた子供のこと、及び釣り竿や釣り餌のことなどの考え事をしていてアンカーを揚収することを失念したまま、本船を</p> |

|       |   |
|-------|---|
|       | <p>発進させてしまったと本事故後に思った。</p>  |
| 分析    | <p>本船は、船首部からアンカーを投入し、アンカーロープを約10～15m繰り出して錨泊中、船長が考え事をしていてアンカーを揚収することを失念し、アンカーを揚収せずに本船を発進させたことから、跳ね上がったアンカーが後部甲板にいた同乗者Aの前頭部に当たって負傷したものと推定される。</p>       |
| 原因    | <p>本事故は、本船が船首部からアンカーを投入し、アンカーロープを約10～15m繰り出して錨泊中、船長が考え事をしていてアンカーを揚収することを失念し、アンカーを揚収せずに本船を発進させたため、跳ね上がったアンカーが後部甲板にいた同乗者の前頭部に当たったことにより発生したものと推定される。</p> |
| 再発防止策 | <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、操船に専念し、常に安全運航に努め、発進前には必ずアンカーを揚収すること。</li> </ul>                |